悟の前だろう」と昂然として言ひ放ちたり後暫くして外部の人だかりが散するに及びて被告松尾は急に態度を變へて「君達濟まんが歸つて呉れだが歸つて醫者に行く樣なれば炭坑で手當してやろーか」と言ひ足したり之に答へて告訴人は「いやようござす」言終へて先に出たる告訴人の妻より約廿分程後れて告訴人は村本と共に連れ立つて仝事務所を立出て歸途に就く此時午後五時十五分なりこれより途中全身打毆傷の痛みを耐へながら告訴人はその自宅最寄の町醫者山村醫院に至り應急手當を施されたり此際傷害を受けたる程度は別紙第三號證の仝醫者の診斷書に記せるが如くなるが後直ちに自宅に歸りて床を敷かせて仰臥したる儘漸次に襲ひ來たる負傷より發する熱と「ウズキ」に耐へ兼ねても自動きならず寢返りも殆んど全く不可能の狀態にして以後三日を過たる今日迄少しも輕快ならず本告訴狀も全く代筆なり以下告訴人は上記の